

平成27年6月5日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
代表取締役社長 橋本雅博

平成27年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成27年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年7月1日（水曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 平成27年7月2日（木曜日）
午前10時30分から
2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件
2. 審議員会審議事項報告の件

決議事項

- 第1号議案 平成26年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 定款等一部変更の件
- 第4号議案 審議員19名選任の件
- 第5号議案 取締役11名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

平成26年度のわが国経済は、年度前半は雇用・所得環境が改善基調を継続したものの、平成26年4月の消費税率引上げや夏場の天候不順の影響により一時落込みがみられました。年度後半には、海外経済の持直しや円安ドル高の進行の影響により、輸出や生産に改善の動きがみられるなど緩やかに回復しました。

生命保険業界では、少子高齢化の進行により生命保険市場を取り巻く環境が変化する中で、各社において引き続き商品やサービスの充実が図られるとともに、収益の拡大を図るべく海外事業展開に向けた取組みが進められました。また、資産運用面では、国内金利が低水準で推移したことを受け、運用収益の確保に向けて外国債券投資の拡大が進められるなど外部環境変化への対応が図られております。

<事業の経過及び成果>

当社では、平成26年度から3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2016」をスタートさせました。本計画では、「ブランド戦略」をすべての活動の根幹と位置づけたうえで「お客さまにとっての価値向上」「成長戦略」「経営基盤の強化」の枠組みを設定しており、特に、営業職員を中核としつつマルチチャネルでの保険販売や海外事業展開に取り組む「成長戦略」を推進しております。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、営業職員による対面での質の高いコンサルティングとサービスのご提供に努めるとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、引き続き金融機関や日本郵政グループ各社を通じた保険販売に取り組みました。

営業職員による保険販売においては、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を活用し、お客さまの家族構成やライフプランに応じた必要保障額のシミュレーションができる「未来診断」による納得感のあるコンサルティングに取り組み、ライフサイクルにあわせた合理的な形で死亡・介護・医療保障を総合的に準備可能な「未来デザイン※1」の販売を推進しました。また、老後の生活資金準備に対するニーズの高まりもあり、個人年金保険の販売実績が好調に推移しました。

※1 主力商品「W（ダブル）ステージ」「ライブワン」に「（新介護）収入保障特約（通減型）」を付加したプランを「未来デザイン」と呼称しております。

さらに、保険販売の担い手となる優秀人材の採用・育成に向けて、平成23年度から、営業職員の採用時期を毎月から四半期に一度に変更し、入社後3ヶ月間集中的に研修を行う体制としておりますが、こうした体制の下で、平成26年度は優秀人材の採用を一層推進するため、新人給与の引上げやワーク・ライフ・バランスに関する制度の拡充を行いました。

加えて、お客さまを取り巻く様々なリスクをカバーするため、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携の下、引き続き同社の損害保険商品の販売を推進しました。

一方、サービス面に関する取組みとして、定期的な訪問等によりお客さまにご契約内容や必要なお手続きがないかの確認を行う「スマセイ未来応援活動」を引き続き推進しました。また、営業用携帯端末で入出金や住所変更等のご加入後の事務手続きをお客さまの面前で行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用をはじめご請求等への迅速で正確な対応に取り組むとともに、保険金・給付金お支払時における着金連絡の取組みの推進などお客さまへの親身な対応に努めております。

こうした営業職員の日常の活動を通じた取組みに加え、お客さまが粒子線治療を受けられる際に先進医療給付金を医療機関に直接お支払いして一時的な経済的負担を軽減するサービスを開始しました。また、健康・医療・介護等に関する相談サービスのレベルアップを行いました。

金融機関を通じた保険販売においては、終身保険・個人年金保険等の販売を推進しております。その中で平準払商品の販売ボリュームの拡大に努めており、取扱金融機関数の増加および平準払終身保険のラインアップの充実を図りました。また、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、健康に不安のある方でも一生涯の死亡・医療保障を準備可能な限定告知型商品等の販売を推進しました。

企業保険分野では、法人取引の維持・拡大に向けて、企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実を図る商品のご提供に努めました。また、従業員の方々を対象としたライフプランに関するセミナーの実施や総合福祉団体定期保険に付帯可能な健康・医療に関する相談サービスのご案内等に取り組みました。さらに、団体年金保険に関しお客さまの中長期的な安定運用ニーズにお応えするため、国内株式・外国株式等への資産配分比率の引下げや運用環境に応じたより機動的な資産配分の変更を通じてリスクを抑制した商品の販売を開始しました。

こうした取組みの結果、平成26年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、個人年金保険の販売が好調であった影響等により前年度比7.5%増の1362億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、変額年金保険の解約が減少した影響等により前年度比17.0%減の878億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、変額年金保険の年金開始到来を迎えたご契約で、一時金のお支払いが増加するという減少要因があったものの、新契約の増加や解約・失効契約の減少により前年度末比0.8%減の2兆1642億円と、前年度末と同水準となっております。また、お客さまの満足度をはかる指標として重視している保険契約の継続率※2については、13月目継続率で96.6%（前年度比0.1ポイント増）、25月目継続率で93.0%（同2.3ポイント増）と引き続き順調に推移しております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆7323億円（前年度末比0.5%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6730億円（同0.6%増）となりました。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成26年度	前年度比
新契約	1362億円	7.5%増
うち生前給付保障＋医療保障等	359億円	1.7%減
	平成26年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆1642億円	0.8%減
うち生前給付保障＋医療保障等	5107億円	0.7%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・保険金額

	平成26年度	前年度比
新契約高	4兆6390億円	5.2%増
減少契約高	8兆4021億円	8.0%減
	平成26年度末	前年度末比
年度末保有契約高	102兆6154億円	3.5%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

【団体保険および団体年金保険】

	平成26年度末	前年度末比	
団体保険	年度末保有契約高	31兆7323億円	0.5%減
団体年金保険	年度末保有契約高	2兆6730億円	0.6%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

※2 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：平成24年11月から平成25年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：平成23年11月から平成24年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

次に、子会社を通じたマルチチャネル戦略の取組みとして、保険ショップ・金融機関等に商品を提供しているメディケア生命保険株式会社では、引き続き医療保険の販売を推進しました。その中で保険加入に際してのお客さまの利便性向上を図る観点から、インターネットによる保険契約申込みの取扱いを開始し、併せてインターネット申込専用の定期保険を発売しました。なお、同社については、今後の事業展開においてより柔軟かつ機動的な対応ができるよう、平成26年6月に当社の完全子会社としております。

また、保険ショップを展開しているいずみライフデザイナーズ株式会社では、引き続きお客さまがご自身にとって最適な保険を選択できるような的確なコンサルティングの徹底に努めました。

(海外事業)

海外事業については、中長期的に当社グループの収益基盤の多様化、企業価値の持続的成長を図るため、生命保険市場の成長力の高いアジアを中心に展開を行っております。その中で平成26年5月には、インドネシア大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア (PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk) の生命保険子会社BNIライフ・インシュアランス (PT BNI Life Insurance) が発行する新株の引受けにより発行済株式の約40%を取得し、同社を当社の関連法人等としました。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM^{※3}の推進を基本方針とし、国内債券等の円金利資産を中心とした運用に取り組んでおります。

こうした方針の下、平成26年度については国内金利が大幅に低下したことや為替相場で円安ドル高が進行したことから、国内債券への投資を抑制して外国債券投資を拡大するなど、金融・経済情勢等の変化に機動的に対応することで運用収益の確保に努めました。また、資産運用収益の向上に向けて、医療、環境、インフラ、企業の海外進出といった成長分野での資金ニーズに対応した投融資に取り組みました。

なお、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れを表明し、投資先企業の株式価値向上に向けて当該企業との対話に取り組みました。

(資本政策面の取組み)

資本政策面では、内部留保の積増しにより自己資本の充実を図ることを基本とする中で、利払いコストの負担を勘案しつつ外部調達資本の活用を行っており、劣後特約付社債を発行して500億円を調達する一方、平成21年度に調達した永久劣後ローン1025億円および平成16年度に募集した期限付劣後ローン200億円の弁済を行いました。

※3 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

(経営管理面の取組み)

経営管理面では、グループベースでのリスク管理の高度化を図るなどリスク対応力の強化に取り組むとともに、成長戦略推進へのリスク耐性向上に向けた財務基盤の強化に努めました。また、今後の海外事業展開を支える人材の育成に努めるとともに、女性の活躍推進に向けた取組みも進めております。なお、大規模災害等への対応として、東日本大震災での経験を踏まえて取り組んできたシステムバックアップセンターの移転を含む業務継続体制の強化を平成26年度中に完了しております。

(収支・資産等の概況)

平成26年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆5795億円（前年度比3.0%増）、資産運用収益が8806億円（同7.1%増）、支出面では、保険金等支払金が2兆3025億円（同4.0%増）、資産運用費用が2025億円（同4.3%増）、事業費が3256億円（同3.2%減）となりました。こうした結果、経常利益は2265億円（同7.0%減）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は1352億円（同4.8%増）となりました。

また、当期末処分剰余金は1106億円（前年度比0.8%減）となりました。

基礎利益については4108億円（前年度は3982億円）となりました。当社では、変額年金保険について、年度末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるように、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立てのうち455億円が戻入となりました（前年度は427億円の戻入）。この要因を除いた実質的な収益についても安定した水準を確保しており、この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。なお、当年度決算においては逆ざやが解消し、81億円の順ざや（前年度は157億円の逆ざや）に転じました。

(注) 当年度から、個人年金保険の年金支払開始後契約の一部および第三分野保険の一部について、前年度以前に追加して積み立てた責任準備金の戻入額は基礎利益に含めております。この変更により、基礎利益は239億円増加しております。

年度末の総資産については27兆3610億円（前年度末比3.3%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で23兆5483億円（前年度末比1.4%増）となりました。なお、平成18年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、944.2%（前年度末比56.0ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

<対処すべき課題>

平成27年度については、平成26年度からスタートした「スミセイ中期経営計画2016」に基づき、引き続き「ブランド戦略」を推進する中で各種取組みを進めてまいります。

特に、「成長戦略」として、優秀人材の採用・育成に注力するとともに、質の高いコンサルティングを通じた主力商品の販売推進、生命保険加入率が低下しつつある若年層のお客さまへのアプローチ強化を通じて販売ボリュームの拡大に努めてまいります。また、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、金融機関や保険ショップを通じた販売の拡大を図るなどマルチチャネル戦略を一層推進いたします。さらに、海外事業については、既存投資先への技術援助を通じた企業価値の向上に取り組むとともに、先進国を含むグローバル市場への展開に向けた調査・研究を行ってまいります。

「お客さまにとっての価値向上」に向けた取組みとしては、お客さまに一層ご安心いただくことができるよう、ご加入からお支払いにいたるまでの各段階において正確・迅速・親身な対応に努め、サービスの品質向上を図ってまいります。

「経営基盤の強化」としては、特に資産運用面において、金融・経済情勢等の動向を注視しつつ環境変化に適切に対応することで、収益・財務基盤の強化を図ってまいります。また、グループベースでの経営管理のレベルアップにも取り組んでまいります。さらに、コーポレートガバナンスのより一層の強化、経営の透明性および判断の客観性の更なる向上ならびに監督と執行の分離を通じた意思決定の迅速化を実現する観点から、平成27年7月の定時総代会でのご承認を経て指名委員会等設置会社に移行いたします。

こうした取組みを通じて、お客さまから見て「一番薦めたい保険会社」の実現を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	102 7316	97 4876	92 9696	89 0604
	個人年金保険	13 4469	13 6181	13 4088	13 5550
	団体保険	32 3709	32 3065	31 8902	31 7323
	団体年金保険	2 4630	2 6248	2 6577	2 6730
	その他の保険	2437	2346	2282	2228
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 5943 34	3 1447 77	2 5042 38	2 5795 17
資産運用収益		6130 90	8946 22	8222 07	8806 29
保険金等支払金		1 8945 24	1 9401 23	2 2135 32	2 3025 38
経常利益		2040 57	2283 16	2436 84	2265 20
当期純剰余		1099 56	1132 22	1289 60	1352 06
社員配当準備金繰入額		633 45	583 30	601 41	593 58
総 資 産		23 9630 43	26 4641 07	26 4773 37	27 3610 19

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険が含まれております。
 2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
 a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
 b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
 c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	73	73	0
事 業 部	12	12	0
支 部	1,441	1,413	△28
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,530	1,502	△28
代 理 店	496	493	△3

(注) 上記のほか、支社傘下の組織である営業支社を4店設置しております。

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	11,172	11,109	△63	45	14	342
営 業 職 員	30,937	31,006	69	49		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達状況

平成26年11月に劣後特約付社債を発行し、500億円を調達しました。

また、平成27年1月に永久劣後ローン1025億円の期限前弁済、平成27年2月に期限付劣後ローン200億円の約定弁済を実施しました。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	18,938
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ 重要な設備の新設等

平成26年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	平成21年10月1日	27,500百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	昭和46年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	平成7年4月3日	200百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都江東区	不動産維持管理業	昭和42年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	昭和58年1月4日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	昭和60年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーマネージャー	大阪府大阪市	事務受託業	平成13年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	昭和44年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	昭和51年2月16日	10百万円	100%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	昭和53年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	昭和60年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.	New York	保険仲介業	昭和61年6月4日	5百万米ドル (600百万円)	100%

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
日本ビルファンド マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投資法人資産 運用業	平成12年9月19日	495百万円	35%
三井住友アセット マネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5%
ジャパン・ペンション・ ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	平成12年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta	生命保険業	平成8年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア (2,766百万円)	39.99%
Bao Viet Holdings	Hanoi	金融持株会社	平成19年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (37,958百万円)	18.00%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Bao Viet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等5社も持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成26年5月9日	当社は、PT BNI Life Insuranceの発行済株式の39.99%を取得しました。これにより、同社は当社の関連法人等となりました。
平成26年6月30日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社の発行済株式を追加で取得しました。これにより、同社は当社の完全子会社となりました。

- (注) 平成27年5月1日付で、当社は、当社の子会社であるSumitomo Life Insurance Agency America, Inc. を譲渡しました。これにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄	代表取締役会長	・ 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・ パナソニック株式会社 社外監査役 ・ サカタインクス株式会社 社外監査役	
橋本 雅博	代表取締役社長 社長執行役員		
浦田 治男	代表取締役 副社長執行役員 〔総務部〕担当	・ 株式会社ダイヘン 社外監査役	
山口 博	代表取締役 専務執行役員 〔内部監査企画部、内部監査部〕担当		
下村 弘之	代表取締役 専務執行役員 〔営業企画部、営業人事部〕担当		
野呂 幸雄	取締役 専務執行役員 〔事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部〕担当		
本城 正哉	取締役 専務執行役員 〔ブランドコミュニケーション部、企画部、勤労部、人事部〕担当		
篠原 秀典	取締役 常務執行役員 〔代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融法人部〕担当		
乾 真人	取締役 常務執行役員 〔リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま満足推進部、運用審査部〕担当		
大下 亮	取締役 常務執行役員 〔法人総括部、公法人部、総合法人第1本部〕担当、総合法人第1本部長		
藤井 裕嗣	取締役 常務執行役員 〔営業総括部、商品部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部〕担当		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤 洋 作	取締役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社 顧問 ・株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 ・一般財団法人省エネルギーセンター 会長 (代表理事) ・原子力発電環境整備機構 副理事長 	
蒲 野 宏 之	取締役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲野総合法律事務所 代表弁護士 ・株式会社小松製作所 社外監査役 ・日本碍子株式会社 社外取締役 	
藤 沼 亜 起	取締役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会 相談役 ・住友商事株式会社 社外監査役 ・野村ホールディングス株式会社 社外取締役 ・野村証券株式会社 社外取締役 ・武田薬品工業株式会社 社外監査役 ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 	
八 木 信 之	監査役 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・Bao Viet Holdings Member of the Supervisory Board 	
大 嶋 孝 造	監査役 (常勤)		公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
本 林 徹	監査役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・井原・本林法律事務所 パートナー 	
大日向 雅 美	監査役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 ・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事 	
杉 山 武 彦	監査役 (社外役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・成城大学社会イノベーション学部 教授 ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長 	
青 戸 雅 之	(監 査 役)		平成26年7月2日辞任

(注) 1. 平成27年4月1日付で、取締役専務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員篠原秀典は取締役専務執行役員に就任しました。

2. 監査役杉山武彦は、平成27年3月31日付で成城大学社会イノベーション学部教授を退任しました。これにより、平成27年4月1日時点の重要な兼職は以下のとおりとなります。

- ・一般財団法人運輸政策研究機構 副会長・運輸政策研究所所長
- ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役	16	710
監査役	6	120
計	22	830

- (注) 1. 総代会決議（平成18年7月4日）による取締役の報酬等限度額は年額8億4000万円以内（報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません）です。
2. 総代会決議（平成18年7月4日）による監査役の報酬等限度額は年額1億4400万円以内です。
3. 取締役の報酬等に関する事項については、社外取締役を中心に構成される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、同委員会の審議・答申を経て取締役会にて決定しております。
4. 取締役の報酬等の方針は以下のとおりです。
- a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 - b. 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする（社外取締役に対しては、本項目は適用しない）。
 - c. 報酬等の水準は、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
 - d. 優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋 作	株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 当社と株式会社原子力安全システム研究所の間に特別な関係はありません。 一般財団法人省エネルギーセンター 会長（代表理事） 当社と一般財団法人省エネルギーセンターの間に特別な関係はありません。 原子力発電環境整備機構 副理事長 当社と原子力発電環境整備機構の間に特別な関係はありません。
蒲 野 宏 之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 当社と蒲野綜合法律事務所の間に特別な関係はありません。
本 林 徹	井原・本林法律事務所 パートナー 当社と井原・本林法律事務所の間に特別な関係はありません。
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。 特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事 当社は、特定非営利活動法人あい・ぼーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。
杉 山 武 彦	成城大学社会イノベーション学部 教授 当社と学校法人成城学園の間に特別な関係はありません。 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長 当社と原子力損害賠償・廃炉等支援機構の間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋 作	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の株式を保有しております。
蒲 野 宏 之	株式会社小松製作所 社外監査役 当社は、株式会社小松製作所と保険の取引があります。また、同社の株式を保有していません。 日本碍子株式会社 社外取締役 当社は、日本碍子株式会社の株式を保有しております。
藤 沼 亜 起	住友商事株式会社 社外監査役 当社は、住友商事株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、野村ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村證券株式会社 社外取締役 当社と野村證券株式会社の間に特別な関係はありません。 武田薬品工業株式会社 社外監査役 当社は、武田薬品工業株式会社の株式、債券を保有しております。 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの株式、債券を保有しております。

- c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
藤 洋 作	平成19年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席	電力会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
蒲 野 宏 之	平成19年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
藤 沼 亜 起	平成20年7月1日就任	取締役会13回開催、うち13回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
本 林 徹	平成20年7月1日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査役会13回開催、うち13回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
大日向 雅 美	平成21年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査役会13回開催、うち13回出席	社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
杉 山 武 彦	平成23年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査役会13回開催、うち13回出席	経済学の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

(注) 「取締役会への出席状況」および「取締役会における発言その他の活動状況」の欄には、監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言状況を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
藤 洋 作 蒲 野 宏 之 藤 沼 亜 起 本 林 徹 大日向 雅 美 杉 山 武 彦	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	72	—

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

270,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

8名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社三井住友銀行	71,000	26.29
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	25.92
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	18.51
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	11.11
三井住友信託銀行株式会社	26,000	9.62
株式会社みずほ銀行	15,000	5.55
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	2.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	0.74

(注) 住友生命第3回基金流動化特定目的会社、住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 天野 秀樹 指定有限責任社員 鈴木 敏夫 指定有限責任社員 橋本 克己	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 157※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	当社は、会計監査人に対して、左記の公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（PBO）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は235百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、保険業法第53条の9第1項の定めに従って該当すると判断した場合には、監査役全員の同意を得て会計監査人を解任する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し再任又は不再任を決定する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとする。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役員は、法令等遵守に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
- c. 取締役の選任議案の決定にあたっては、当該候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 取締役の職務執行に対する監督の強化を図るため、社外取締役を置く。
- e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
 - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役員は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるもの）それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、グループ会社の経営管理を行う。
- c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

- 内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
- (1) 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査企画部および内部監査部（以下、「内部監査部門」という。）が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 - (2) 内部監査部門の担当執行役員は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項

- a. 監査役会が定める「監査規則」に基づき、監査役会事務局を置く。
- b. 監査役会事務局に関する以下の事項について監査役と協議を行う。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下の事項を監査役に報告する。

- (1) 担当執行役員以上の職位によって決裁された事項
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (3) 法令または定款に違反する重大な事実
- (4) 内部通報制度における通報状況
- (5) 内部監査の実施状況およびその結果
- (6) その他監査役が報告を求める事項

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

前2項に定めるもののほか、取締役は「監査規則」に留意し、監査役と意思疎通・情報交換を行うなど監査役の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 平成26年4月2日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成27年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
 - b. 平成26年8月5日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成27年総代改選についての候補者90名が決定されました。これに基づき、平成26年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が平成27年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 平成26年5月26日、東京都において審議員会を開催し、平成25年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 平成26年11月20日、東京都において審議員会を開催し、平成26年度上半期事業概況等について報告しました。
 - c. 平成27年2月13日、東京都において審議員会を開催し、平成26年度第3四半期までの業績概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,740名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,750,225名、総代数は176名です。

<商品に関する事項>

平成26年7月1日、低解約返戻金型無配当特別終身保険「ふるはーとF」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。

- ・第1保険期間（ご契約後5年または10年）の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑え、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身）の死亡保険金額を高めた内容としております。
- ・保険料払込期間満了後、解約返戻金額は死亡保険金額を上限に遡増します。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 「子育て・子育て」分野については、子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」や全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を実施しました。
2. 「介護・医療」分野については、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関する活動やがんに関する活動を行っている団体へ助成を行いました。また、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
3. 「芸術・文化」分野については、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」や全国各地にクラシック音楽をお届けする「全国縦断チャリティコンサート」を開催するとともに、全国の病院等で実施されるボランティアコンサートに協賛しました。
4. 「地域社会・国際社会」分野については、各地で役職員がボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を推進するとともに、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
5. 「地球環境」分野については、サンゴ礁の保全に取り組む団体への支援活動「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施しました。
6. 東日本大震災により被災された方々への支援として、被災地でのボランティア活動を推進するとともに、復興支援に取り組む団体へ助成を行いました。
7. 次世代応援の一環として、若者の社会貢献活動を応援する「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」を実施しました。

8. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億177万2669円の助成を行いました。その内訳は、子育て・子育て支援事業に1億3250万2379円、介護・医療関連事業に2056万5527円、芸術・文化支援事業に120万円、地域社会・国際社会関連事業に1703万6253円、地球環境保全事業に2340万円、次世代応援等に4706万8510円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に7500万円です。

<会社役員に関する事項>

1. 平成26年4月1日付で、代表取締役会長横山進一は取締役顧問に、代表取締役社長佐藤義雄は代表取締役会長に、代表取締役専務執行役員橋本雅博は代表取締役社長に就任しました。また、同日付で、代表取締役専務執行役員浦田治男は代表取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員山口博および同下村弘之は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は取締役専務執行役員に就任しました。
2. 平成26年7月2日、定時総代会において、取締役に佐藤義雄、橋本雅博、浦田治男、山口博、下村弘之、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、乾真人、藤洋作、蒲野宏之および藤沼亜起の12名が再任され、大下亮および藤井裕嗣の2名が新たに選任され、就任しました。また、監査役に大嶋孝造が新たに選任され、就任しました。
3. 平成26年7月2日、定時総代会終結の時をもって、監査役青戸雅之は監査役を辞任しました。
4. 平成26年7月2日、臨時取締役会において、取締役佐藤義雄は代表取締役会長に、取締役橋本雅博は代表取締役社長に、取締役浦田治男、同山口博および同下村弘之の3名は代表取締役に選定され、それぞれ就任しました。
5. 平成26年7月2日、監査役会において、監査役大嶋孝造は常勤の監査役に選定され、就任しました。

平成26年度 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	301,675	保険契約準備金	23,946,245
現 金	218	支 払 備 金	131,561
預 貯 金	301,457	責 任 準 備 金	23,548,322
コ ー ル ロ ー ン	365,000	社 員 配 当 準 備 金	266,361
買 入 金 銭 債 権	243,446	再 保 險 借	111
有 価 証 券	23,204,047	社 債	149,480
国 債	11,166,289	そ の 他 負 債	1,017,970
地 方 債	82,102	債券貸借取引受入担保金	550,433
社 債	2,550,319	未 払 法 人 税 等	14,979
株 式	2,147,529	未 払 金	26,946
外 国 証 券	6,987,702	未 払 費 用	36,568
そ の 他 の 証 券	270,104	前 受 収 益	1,564
貸 付 金	2,322,696	預 り 金	53,532
保 險 約 款 貸 付	323,711	預 り 保 証 金	33,525
一 般 貸 付	1,998,985	金 融 派 生 商 品	259,331
有 形 固 定 資 産	668,815	金融商品等受入担保金	32,945
土 地	410,099	リ ー ス 債 務	3,103
建 物	251,124	資 産 除 去 債 務	1,975
リ ー ス 資 産	3,140	仮 受 金	3,064
建 設 仮 勘 定	173	退 職 給 付 引 当 金	43,095
その他の有形固定資産	4,276	価 格 変 動 準 備 金	252,247
無 形 固 定 資 産	23,670	繰 延 税 金 負 債	41,700
ソ フ ト ウ ェ ア	17,619	再評価に係る繰延税金負債	19,343
その他の無形固定資産	6,050		
代 理 店 貸	1	負 債 の 部 合 計	25,470,194
再 保 險 貸	183	(純資産の部)	
そ の 他 資 産	233,239	基 金	270,000
未 収 金	27,695	基 金 償 却 積 立 金	369,000
前 払 費 用	17,197	再 評 価 積 立 金	2
未 収 収 益	110,124	剰 余 金	421,890
預 託 金	3,929	損 失 填 補 準 備 金	4,804
先物取引差入証拠金	2,796	そ の 他 剰 余 金	417,085
金 融 派 生 商 品	61,666	基 金 償 却 準 備 金	139,600
仮 払 金	5,534	価 格 変 動 積 立 金	165,000
そ の 他 の 資 産	4,295	社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 基 金	1,632
貸 倒 引 当 金	△1,757	別 途 積 立 金	223
		当 期 未 処 分 剰 余 金	110,629
		基 金 等 合 計	1,060,892
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	891,242
		土 地 再 評 価 差 額 金	△61,310
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	829,932
		純 資 産 の 部 合 計	1,890,824
資 産 の 部 合 計	27,361,019	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	27,361,019

- (注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算してしております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、318百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	299,797百万円
会計方針の変更による累積的影響額	18,653百万円
会計方針の変更を反映した期首における退職給付債務	318,450百万円
勤務費用	14,272百万円
利息費用	4,690百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△60百万円
退職給付の支払額	△22,487百万円
期末における退職給付債務	<u>314,865百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	265,105百万円
期待運用収益	3,451百万円
数理計算上の差異の当期発生額	21,495百万円
事業主からの拠出額	10,336百万円
退職給付の支払額	△9,606百万円
期末における年金資産	<u>290,782百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	314,865百万円
年金資産	△290,782百万円
	<u>24,083百万円</u>
未認識数理計算上の差異	19,012百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>43,095百万円</u>
退職給付引当金	<u>43,095百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>43,095百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	14,272百万円
利息費用	4,690百万円
期待運用収益	△3,451百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	17,822百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>33,333百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	45%
生命保険一般勘定	39%
債券	9%
その他	7%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が45%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、855百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

14. 当期より、「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第26号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第25号）を、「退職給付に関する会計基準」第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。

適用については、「退職給付に関する会計基準」第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、当該変更に伴う影響額を当期末処分剰余金に加減しております。

この結果、当期の期首の当期末処分剰余金が12,921百万円減少しております。また、当期の経常利益及び税引前当期純剰余金は1,966百万円減少しております。

15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット (含み損益や売却損益を考慮) と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	301,675	301,675	—
うち、その他有価証券	99,983	99,983	—
コールローン	365,000	365,000	—
買入金銭債権	243,446	245,621	2,175
うち、その他有価証券	202,579	202,579	—
有価証券※1	22,556,479	24,372,526	1,816,046
売買目的有価証券	2,212,537	2,212,537	—
満期保有目的の債券	2,059,190	2,383,300	324,109
責任準備金対応債券	11,209,377	12,711,116	1,501,738
子会社株式及び関連会社株式	33,173	23,372	△9,801
その他有価証券	7,042,199	7,042,199	—
貸付金	2,322,696		
貸倒引当金※2	△1,155		
	2,321,541	2,390,859	69,318
社債	149,480	157,116	7,636
債券貸借取引受入担保金	550,433	550,433	—
デリバティブ取引※3	(197,665)	(197,665)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(39,867)	(39,867)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(157,797)	(157,797)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は647,568百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の市場価格によっております。

②債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	489,867	517,280	27,412
	外国証券(公社債)	1,546,429	1,843,260	296,831
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	20,893	20,768	△125
	外国証券(公社債)	2,000	1,990	△9
合	計	2,059,190	2,383,300	324,109

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	11,070,522	12,568,398	1,497,875
	外国証券(公社債)	94,877	99,086	4,209
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	27,474	27,163	△310
	外国証券(公社債)	16,503	16,467	△35
合	計	11,209,377	12,711,116	1,501,738

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	170,343	182,587	12,244
	公社債	1,064,559	1,112,197	47,638
	株式	725,656	1,500,864	775,208
	外国証券	3,726,236	4,123,233	396,996
	公社債	3,725,586	4,122,547	396,960
	株式等	649	686	36
	その他の証券	24,589	34,626	10,036
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	100,000	99,983	△16
	買入金銭債権	19,994	19,992	△2
	公社債	27,266	27,086	△180
	株式	47,887	42,019	△5,868
	外国証券	202,713	202,172	△541
	公社債	201,487	201,101	△386
	株式等	1,226	1,070	△155
	その他の証券	—	—	—
合 計		6,109,247	7,344,762	1,235,515

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	301,473	—	—	—
コールローン	365,000	—	—	—
買入金銭債権	22,095	2,625	742	205,864
有価証券	458,432	3,003,688	3,223,288	11,526,767
満期保有目的の債券	47,704	193,945	396,031	1,402,697
責任準備金対応債券	246,847	952,787	629,692	9,314,906
その他有価証券	163,881	1,856,955	2,197,565	809,163
貸付金※	309,783	1,027,645	503,725	84,519
社債	—	—	—	149,480
債券貸借取引受入担保金	550,433	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は466,204百万円、時価は455,800百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,547百万円を計上しております。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,318,689百万円です。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,066百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、1,066百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、34百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、0百万円です。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありませぬ。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は、445,887百万円です。
20. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、2,367,255百万円です。なお、負債の額も同額です。
21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、243百万円、金銭債務の総額は、1,475百万円です。
22. 繰延税金資産の総額は、348,673百万円、繰延税金負債の総額は、375,664百万円です。
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、14,710百万円です。
 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、保険契約準備金 172,289百万円、価格変動準備金 72,647百万円及び退職給付引当金 45,911百万円です。
 繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 360,502百万円です。
 なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）の公布に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率30.73%は、28.80%に変更されております。
 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は29.5%であり、法定実効税率30.73%との差異 of 主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △9.4%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 11.1%です。
 税率変更により、当期末における繰延税金負債は2,794百万円、再評価に係る繰延税金負債は1,296百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は21,364百万円増加してあります。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 278,259百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 60,141百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 72,451百万円 |
| 利息による増加等 | 412百万円 |
| 当期末現在高 | 266,361百万円 |

24. 子会社等の株式の総額は、148,577百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券612,948百万円です。
26. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、4百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、80百万円です。
27. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、891,245百万円です。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、13,172百万円です。
29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、43,316百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	3,551,475
保険料等収入	2,579,517
再保険料収入	2,575,479
準備金受取	791
資産運用収入	3,245
利息及び配当金等収入	880,629
預有貸不	553,974
有価証券の他	61
有為貸の特	459,214
有為貸の特	48,911
有為貸の特	40,258
有為貸の特	5,527
有為貸の特	49,605
有為貸の特	8,123
有為貸の特	1,632
有為貸の特	311
有為貸の特	731
有為貸の特	266,250
有為貸の特	91,329
有為貸の特	16,429
有為貸の特	60,033
有為貸の特	14,865
経常費用	3,324,955
保険料等	2,302,538
再保険料	521,883
準備金	639,464
資産運用	353,594
利息及び配当	707,018
預有貸不	79,655
有価証券の他	921
有為貸の特	356,654
有為貸の特	23,893
有為貸の特	332,348
有為貸の特	412
有為貸の特	202,599
有為貸の特	7,337
有為貸の特	24
有為貸の特	5,042
有為貸の特	4,158
有為貸の特	161,005
有為貸の特	11,004
有為貸の特	14,027
有為貸の特	325,656
有為貸の特	137,506
有為貸の特	79,534
有為貸の特	23,464
有為貸の特	14,207
有為貸の特	10,116
有為貸の特	10,183
経常利益	226,520
特別利益	5,057
固定資産等	5,057
特別損失	39,785
固定資産等	4,729
減価償却	13,553
社会及び	20,800
引当金	701
税法引当	191,792
法人税	60,874
法人税	△4,288
法人税	56,586
法人税	135,206

- (注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、3,814百万円、費用の総額は、18,585百万円です。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 1,615百万円、株式等 3,732百万円、外国証券 44,257百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 25百万円、株式等 125百万円、外国証券 4,891百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 4,158百万円です。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、11百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、5百万円です。
4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 24百万円です。
5. 金融派生商品費用には、評価損が 39,980百万円含まれております。
6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	13,084百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	468百万円
		計 13,553百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等										
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金					剰余金合計	
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期末処分剰余金		
当 期 首 残 高	270,000	369,000	2	4,604	92,600	165,000	1,634	223	111,491	375,553	1,014,555
会計方針の変更による累積的影響額									△12,921	△12,921	△12,921
会計方針の変更を反映した当期首残高	270,000	369,000	2	4,604	92,600	165,000	1,634	223	98,569	362,631	1,001,634
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立									△60,141	△60,141	△60,141
損失填補準備金の立				200					△200	—	—
基金利息の支払									△3,449	△3,449	△3,449
当 期 純 剰 余									135,206	135,206	135,206
基金償却準備金の立					47,000				△47,000	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△701		701	—	—
土地再評価差額金の取崩									△12,356	△12,356	△12,356
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	200	47,000	—	△1	—	12,059	59,258	59,258
当 期 末 残 高	270,000	369,000	2	4,804	139,600	165,000	1,632	223	110,629	421,890	1,060,892

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	421,279	△74,963	346,316	1,360,872
会計方針の変更による累積的影響額				△12,921
会計方針の変更を反映した当期首残高	421,279	△74,963	346,316	1,347,950
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の立				△60,141
損失填補準備金の立				—
基金利息の支払				△3,449
当 期 純 剰 余				135,206
基金償却準備金の立				—
社会及び契約者福祉増進基金の積立				—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△12,356
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	469,962	13,653	483,615	483,615
当 期 変 動 額 合 計	469,962	13,653	483,615	542,873
当 期 末 残 高	891,242	△61,310	829,932	1,890,824

平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	110,629,769,674
剰 余 金 処 分 額	110,629,769,674
社 員 配 当 準 備 金	59,358,617,506
差 引 純 剰 余 金	51,271,152,168
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	3,371,152,168
任 意 積 立 金	47,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	47,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 秀 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 敏 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 克 己 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7に定める事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

住友生命保険相互会社 監査役会

監査役（常勤） 八 木 信 之 ㊟

監査役（常勤） 大 嶋 孝 造 ㊟

監査役（社外監査役） 本 林 徹 ㊟

監査役（社外監査役） 大日向 雅 美 ㊟

監査役（社外監査役） 杉 山 武 彦 ㊟

2. 審議員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

平成26年度第2回審議員会（平成26年11月20日 東京都において開催）

- (1) 平成26年度上半期事業概況等について

平成26年度第3回審議員会（平成27年2月13日 東京都において開催）

- (1) 平成26年度第3四半期までの業績概況等について
- (2) 新年度経営計画について

平成27年度第1回審議員会（平成27年5月27日 東京都において開催）

- (1) 平成26年度事業概況および決算案について
- (2) 定款等の変更について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

平成26年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は38ページに記載のとおりです。

ご契約者への還元に努めるとともに内部留保の充実を図る観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

平成26年度の剰余金処分量1106億2976万9674円のうち593億5861万7506円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金512億7115万2168円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、平成22年8月、平成23年8月および平成24年8月に募集した基金の拠出者に対する利息33億7115万2168円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を470億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成26年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 5年ごと利差配当契約〔販売名称：Wステージ 等〕

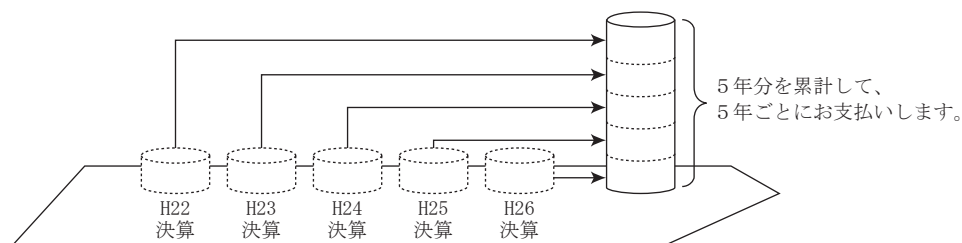
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （平成26年度決算に基づく利差益配当率は別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

（注）「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

（平成22年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：ライブワン・Qパック]

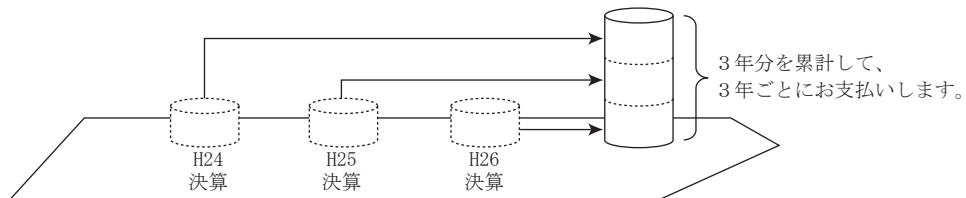
契約ごとに以下の項目 (①、②) の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成26年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表4) ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率(別表5)

(注)「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成24年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表 1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率 2 % 以下の保険種類	1. 80 % - 予定利率
予定利率 2 % 超の保険種類	1. 35 % - 予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0 %
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0 %
予定利率変動型5年ごと利差配当付逡増終身保険(一時払い) ※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) ※		0 %
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付逡増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0 %
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0 %

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成26年度決算に基づく利益配当率を示しています。
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに定額年金支払移行特約の利益配当は0円とします。

※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
 ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表 2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集团扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険集团扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付通増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	5%	5%	30%	55%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	25%	25%	50%	75%	75%	55%	55%
		女性	35%	35%	60%	85%	85%	85%	55%
	平成19年4月2日以降	男性	20%	20%	20%	20%	20%	0%	0%
		女性	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- （注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約のうち、次年度に5年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換により消滅する契約については、当該被転換契約の契約期間に対して1－a－②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 3

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)		男性	700	700	770	910	1,050	1,050	490
		女性	490	490	490	560	700	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,030	1,680	980	0	0	0	0
		女性	2,240	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	840	840	980	0	0	0	0
		女性	840	0	0	0	700	3,710	4,550
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
通院特約 こども通院特約		男性	1,470	1,190	1,820	3,920	6,440	16,170	21,840
		女性	1,610	1,470	1,680	2,870	4,970	12,810	17,710
通院特約(04) こども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約およびこども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性・女性	1%	1%	6%	11%
		経過9年の契約 男性・女性	4%	4%	24%	44%	44%	44%	44%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性 女性	5%	5%	10%	15%	15%	11%	11%
			7%	7%	12%	17%	17%	17%	11%
	平成19年4月2日以降	経過9年の契約 男性 女性	20%	20%	40%	60%	60%	44%	44%
			28%	28%	48%	68%	68%	68%	44%
		経過6年の契約 男性 女性	4%	4%	4%	4%	4%	0%	0%
			6%	6%	6%	6%	6%	6%	0%
経過9年の契約 男性 女性	16%	16%	16%	16%	16%	0%	0%		
	24%	24%	24%	24%	24%	24%	0%		
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性 女性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
			—	2%	12%	22%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと差配当契約から転換した契約または3年ごと配当契約から保障一括見直しした契約のうち、次年度に3年ごと当日を迎える契約または次年度に転換もしくは保障一括見直しする契約については、当該被転換契約または一括見直し前契約の契約期間に対して、それぞれ1-a-②または1-b-②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表より計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約または一括見直し前契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	経過6年の契約	男性	300	300	330	390	450	450	210
		女性	210	210	210	240	300	0	0
	経過9年の契約	男性	400	400	440	520	600	600	280
		女性	280	280	280	320	400	0	0
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過6年の契約	男性 870	720	420	0	0	0	0
		女性	960	0	0	0	0	0	0
	経過9年の契約	男性	1,160	960	560	0	0	0	0
		女性	1,280	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性 360	360	420	0	0	0	0
		女性	360	0	0	0	300	1,590	1,950
経過9年の契約	男性	480	480	560	0	0	0	0	
	女性	480	0	0	0	400	2,120	2,600	
入院治療重点保障特約	経過6年の契約	男性	810	960	660	450	150	0	0
		女性	600	510	360	480	570	960	840
	経過9年の契約	男性	1,080	1,280	880	600	200	0	0
		女性	800	680	480	640	760	1,280	1,120
通院特約	経過6年の契約	男性	630	510	780	1,680	2,760	6,930	9,360
		女性	690	630	720	1,230	2,130	5,490	7,590
	経過9年の契約	男性	840	680	1,040	2,240	3,680	9,240	12,480
		女性	920	840	960	1,640	2,840	7,320	10,120
通院特約(04)	経過6年の契約	男性	840	660	1,020	2,130	3,480	8,460	11,250
		女性	930	810	930	1,560	2,700	6,720	9,120
	経過9年の契約	男性	1,120	880	1,360	2,840	4,640	11,280	15,000
		女性	1,240	1,080	1,240	2,080	3,600	8,960	12,160
入院保障充実特約	経過6年の契約	男性	120	150	60	0	0	0	0
		女性	60	30	0	30	60	150	120
	経過9年の契約	男性	160	200	80	0	0	0	0
		女性	80	40	0	40	80	200	160

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到 達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険 生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生存給付金付定期保険特約 連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型) 増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・通減定期保険特約 連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	2,430	5,470	14,610	35,370	
		女性	—	—	—	2,930	6,940	19,100	47,970	
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	1,660	4,190	12,390	33,520	
		女性	—	—	—	2,160	5,660	16,880	46,120	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	900	1,510	5,370	15,090	
		女性	—	—	—	1,400	2,980	9,860	27,690	
	昭和51年3月2日以降 昭和56年4月1日以前の契約	男性	—	—	410	900	1,510	5,370	15,090	
		女性	—	—	690	830	1,390	5,390	15,730	
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の契約	男性	—	—	10	410	860	3,730	11,630	
		女性	—	—	30	320	520	2,720	9,230	
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	300	1,030	2,900	8,650	
		女性	—	0	0	300	370	1,670	6,390	
	平成2年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	240	860	2,060	4,860	
		女性	—	0	0	170	240	1,140	4,780	
	平成8年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	0	0	0	130	230	2,060	3,590
			女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150
		配当回数4回目を降 9回目以内	男性	0	0	20	130	230	2,060	3,590
			女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150
		配当回数3回目以内	男性	0	190	220	230	340	2,060	3,590
			女性	0	60	130	190	430	1,020	3,150
平成19年4月2日 以降の満年齢 方式の契約	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	0	0	50	50	90	190	490	
	女性	0	0	40	50	80	120	290		
配当回数3回目以内	男性	0	0	250	160	190	190	490		
	女性	0	40	170	120	260	120	290		
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	0	0	160	1,210	5,350	
	平成6年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	0	0	100	680	3,740	
	平成8年4月2日 以降の契約	配当回数10回目を降	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410
		女性	—	—	0	0	100	560	2,110	
配当回数9回目以内	男性	—	—	20	70	140	1,510	1,610		
	女性	—	—	0	0	230	760	2,310		
保障付積立保険		男性	0	0	50	50	90	190	490	
		女性	0	0	40	50	80	120	290	
祝金付特別終身保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	35,290	
		女性	—	—	—	—	—	—	47,890	
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	33,520	
		女性	—	—	—	—	—	—	46,120	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	15,090	
		女性	—	—	—	—	—	—	27,690	
昭和51年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	5,370	15,090		
	女性	—	—	—	—	—	5,390	15,730		
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870	
		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720	
	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070	
		女性	—	0	0	120	430	1,280	4,070	
配当回数3回目以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070		
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070		
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150	
	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420	
配当回数3回目以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590		
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	0	0	140	330	2,450	4,410	
		女性	—	0	0	110	260	1,110	3,960	

死 差 益 配 当 率 表 (例 示) (続 き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生連減定期保険特約、連生保険料特別払込連減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 定期保険の昭和44年6月以降昭和44年9月以前の契約については、昭和44年5月以前の契約の率を使用します。
6. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
7. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険については、契約時期または定額払済年金保険への変更時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
9. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
10. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）の死差益配当は0円とします。
11. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表 7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	新教育保険	平成5年4月1日以前	50
平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前		50	0
平成11年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	昭和56年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	550
	平成2年4月2日以降	250	200
定期保険	昭和56年4月1日以前	-	1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	-	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	-	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	平成5年4月1日以前	250	-
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
保障付積立保険		70	-
特定疾病保障終身保険	平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険(有期型)	平成6年4月1日以前	600	-
	平成6年4月2日以降	50	-
変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前	600	-
	平成6年4月2日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	平成2年4月1日以前	-	600
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	250
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	-	50
	平成11年4月2日以降	-	0
個人年金保険(93)	平成11年4月1日以前	-	50
	平成11年4月2日以降	-	0

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	—	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
生存給付金付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通減定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生通減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

(1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の費差益配当は0円とします。

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	昭和58年4月1日以前	円 200	円 350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,280	1,650
	昭和51年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年3月1日以前	930	1,110
	昭和51年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,490	—
	昭和51年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年4月1日以前	200	350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	0	0
こども総合医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	150	150	150	150	150	150	150
		女性	105	105	105	105	105	105	105
	平成19年4月2日以降	男性	150	150	150	180	210	225	150
		女性	105	105	105	105	135	165	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	920	730	710	530	0	0	0
		女性	970	550	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	930	750	730	550	0	0	0
		女性	980	550	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	430	250	230	50	0	0	0
		女性	480	50	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	160	110	130	160	0	0	0
		女性	190	0	0	0	60	220	690
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	390	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	340	280	260	320	610	1,280	2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	90	180	180	70	0	0	0
		女性	80	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	平成19年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。

3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
 2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.13% 上記以外は、0%
抛外型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.74% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.24% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
 2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と抛外型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)、団体生存保険および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について360円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

定款等一部変更の件

現行の定款および総代選出細則の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

なお、本議案における定款等一部変更については、本総代会終結の時をもって効力を発生するものとします。

1. 変更の趣旨および理由

a. 定款

コーポレートガバナンスのより一層の強化、経営の透明性および判断の客観性の更なる向上ならびに監督と執行の分離を通じた意思決定の迅速化を実現する観点から、機関設計を「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に見直すこととし、これに伴い定款の規定を変更いたします。

(1) 取締役に関する規定の変更

指名委員会等設置会社への移行の趣旨等を踏まえ、取締役の員数の変更をはじめ、以下の変更を行います。

ア. 取締役の員数を現行の「25名以内」から「15名以内」に変更いたします。

イ. 指名委員会等設置会社では、法律上、社外取締役2名以上の選任が必要となることから、その旨の規定を新設いたします。

ウ. 代表取締役に関する規定を削除するとともに、役付取締役についても「会長および副会長各1名」に変更します。また、「相談役」については削除いたします。

エ. 取締役の報酬等については、法律の規定に従い、現行の「総代会において定める」から「報酬委員会において定める」に変更いたします。

オ. その他、所要の変更を行います。

(2) 監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する規定の新設

指名委員会等設置会社への移行に伴い、「監査役および監査役会」に関する規定を削除するとともに、「指名委員会、監査委員会および報酬委員会」に関する規定を新設いたします。

(3) 執行役に関する規定の新設

ア. 指名委員会等設置会社では、法律上、1人または2人以上の執行役を置かなければならないとされていることを踏まえ、「執行役」に関する規定を新設いたします。

イ. 執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって執行役の会社に対する損害賠償責任を法令の限度で免除できる旨の規定を新設いたします。なお、執行役の責任免除に関する規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 保険業法の改正に伴う規定の変更

保険業法第53条の36で準用する会社法第427条の改正（平成27年5月1日施行）により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が改正されたことを踏まえ、定款の規定を変更いたします。なお、責任限定契約を締結できる取締役の範囲に関する定款の変更を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(5) 監査役の責任免除に関する経過措置の新設

従来、監査役について、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を規定しておりました。今回の定款変更により、監査役および監査役会に関する規定を削除することに伴い、定款変更の効力発生以前の行為に関する損害賠償責任について、現行同様、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨の経過措置を新設いたします。

(6) その他

規定の新設等に伴い、章数および条数の変更を行います。また、一部規定については、表現の修正を行います。

b. 総代選出細則

定款における役付取締役の規定の変更および役付執行役の規定の新設に伴い、所要の字句修正を行います。

2. 変更の内容および理由

変更の内容および理由は以下のとおりです。

a. 定款

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第2章 基金</p> <p>(基金の償却の方法)</p> <p>第7条 当社は、基金償却積立金に充てるため、基金償却準備金を積み立てる。</p> <p>② 基金を償却するときは、すでに積み立てられた基金償却準備金の範囲内で、取締役会の決議により行い、償却する金額と同額を基金償却準備金から基金償却積立金に振り替える。</p> <p>③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、<u>第57条</u>の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第4章 総代会</p> <p>(総代会の議長)</p> <p>第18条 総代会の議長は<u>社長</u>とし、<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の<u>取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>第7章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第31条 当社の取締役は<u>25名</u>以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第36条 取締役会は取締役をもって構成する。</p> <p>② <u>監査役は取締役会に出席し必要ありと認めるときは意見を述べることを要する。</u></p> <p>③ <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか</u>取締役会規程による。</p>	<p>第2章 基金</p> <p>(基金の償却の方法)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、<u>第56条</u>の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第4章 総代会</p> <p>(総代会の議長)</p> <p>第18条 総代会の議長は<u>執行役社長</u>とし、<u>執行役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の<u>執行役</u>がこれに代わる。</p> <p>第7章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第31条 当社の取締役は<u>15名</u>以内とする。 ② <u>取締役のうち、社外取締役を2名以上置くものとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第36条 (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>条数繰上げに伴い変更します。</p> <p>文言の変更を行います。 執行役社長の代理は執行役とします。</p> <p>取締役の員数を変更します。 社外取締役の選任に関して規定します。</p> <p>監査役に関する規定を削除します。</p> <p>項数の繰上げおよび文言の変更を行います。</p>

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(取締役会の招集) 第37条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役) 第39条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長、社長および副会長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各々若干名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総代会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第41条 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>第8章 監査役および監査役会</p> <p>第42条～第52条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集) 第37条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(役付取締役) 第39条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長および副会長各1名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第41条 (同左)</p> <p>② 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>監査役に関する規定を削除します。</p> <p>表題の変更を行います。 役付取締役の変更を行います。 役付取締役の変更に伴い削除します。</p> <p>相談役に関する規定を削除します。</p> <p>取締役の報酬等の決定手続に関する規定を変更します。</p> <p>会社法の改正に伴い責任限定契約を締結できる取締役の範囲に関する規定を変更します。</p> <p>現行の第8章を削除します。</p> <p>現行の第8章の条文を削除します。</p>

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<p>第 8 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</p> <p><u>(委員会の設置)</u></p>	<p>第 8 章を新設します。</p>
(新設)	<p>第42条 当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。</p> <p><u>(員数および選定)</u></p>	<p>法定の3委員会を設置することを規定します。</p>
(新設)	<p>第43条 各委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成する。ただし、その過半数は社外取締役とする。</p> <p>② 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>(各委員会の規程)</u></p>	<p>各委員会の構成を規定します。</p> <p>各委員会の委員長の選定方法を規定します。</p>
(新設)	<p>第44条 各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規程による。</p>	<p>各委員会の規程に関する事項を規定します。</p>
(新設)	<p>第 9 章 執行役</p> <p><u>(執行役の員数)</u></p>	<p>執行役に関する章を新設します。</p>
(新設)	<p>第45条 当社の執行役は30名以内とする。</p> <p><u>(執行役の選任)</u></p>	<p>執行役の員数を規定します。</p>
(新設)	<p>第46条 執行役は、取締役会の決議によりこれを選任する。</p> <p><u>(執行役の任期)</u></p>	<p>執行役の選任手続を規定します。</p>
(新設)	<p>第47条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p><u>(代表執行役等)</u></p>	<p>執行役の任期を規定します。</p>
(新設)	<p>第48条 代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって執行役の中から執行役社長1名ならびに執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各々若干名定めることができる。</p> <p><u>(執行役規程)</u></p>	<p>代表執行役の選定手続を規定します。</p> <p>役付執行役に関して規定します。</p>
(新設)	<p>第49条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。</p>	<p>執行役規程に関して規定します。</p>

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<u>(執行役の報酬等)</u> 第50条 <u>執行役の報酬等は、報酬委員会において定める。</u>	執行役の報酬等の決定に関する手続を規定します。
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> 第51条 <u>当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	執行役の責任免除について規定します。
第9章 会計監査人	第10章 会計監査人	章を繰下げます。
第53条～第55条 (条文省略)	第52条～第54条 (現行どおり)	
第10章 計算	第11章 計算	章を繰下げます。
第56条～第59条 (条文省略)	第55条～第58条 (現行どおり)	
第11章 補則	第12章 補則	章を繰下げます。
第60条 (条文省略)	第59条 (現行どおり)	
附 則	附 則	
第1条 削除	(削除)	自動削除済みの条項のため削除します。
第2条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)	
第3条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)	
第4条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)	
第5条 削除	(削除)	自動削除済みの条項のため削除します。
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第4条 <u>当社は、平成27年定時総代会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	監査役の責任免除に関する経過措置を新設します。

b. 総代選出細則

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第1条 定款第21条第1項に定める総代の選挙に関して次の委員を置く。 選挙委員長 1名 選挙委員 5名以上</p> <p>② 選挙委員長は当会社の社長がこれにあたる。社長に事故あるときは副社長、専務取締役、常務取締役および取締役の順序によりこれにあたる。</p> <p>③ 選挙委員は選挙権ある社員の中から選挙委員長がこれを委嘱する。</p> <p>④ 第1項の委員の外、選挙に関する事務を取り扱わせるため当会社の職員中より選挙係員若干名を置くことができる。</p> <p>第27条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の社長、社長に事故あるときは副社長、専務取締役、常務取締役および取締役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>② 選挙委員長は当会社の執行役社長がこれにあたる。執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりこれにあたる。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>第27条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の執行役社長、執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>役付の変更に伴い、文言の変更を行います。</p> <p>役付の変更に伴い、文言の変更を行います。</p>

第4号議案

審議員19名選任の件

本総代会終結の時をもって審議員（19名）全員の任期が満了いたしますので、審議員19名の選任をお願いいたしたいと存じます。

審議員候補者は次のとおりです。

(五十音順、敬称略)

候補者番号	氏名	主たる職業	重任 新任の別
1	あん どう たか はる 安 藤 隆 春	元警察庁長官	新 任
2	いわ さ ひろ みち 岩 沙 弘 道	三井不動産株式会社 代表取締役会長	重 任
3	うめ むら みつる 梅 村 充	ヤマハ株式会社 特別顧問	新 任
4	おか もと ゆき 岡 素 之	住友商事株式会社 相談役	重 任
5	おく まさ ゆき 奥 正 之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	重 任
6	か どう たか とし 加 藤 隆 俊	公益財団法人国際金融情報センター 理事長	重 任
7	かま かず あき 釜 和 明	株式会社IHI 代表取締役会長	新 任
8	けん じょう み え こ 見 城 美 枝子	青森大学 副学長 教授・エッセイスト・ジャーナリスト	新 任
9	こう の えい こ 河 野 栄 子	元株式会社リクルート代表取締役社長・会長	重 任
10	しま だ はる お 島 田 晴 雄	千葉商科大学 学長	重 任
11	せき ね あい こ 関 根 愛 子	公認会計士	新 任
12	とく がわ つね なり 徳 川 恒 孝	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 会長	重 任
13	と くら まさ かず 十 倉 雅 和	住友化学株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員	新 任
14	は にゅう さ わ こ 羽 入 佐 和 子	国立研究開発法人理化学研究所 理事	重 任
15	はやし よし ひろ 林 良 博	独立行政法人国立科学博物館長	重 任
16	まつ ざわ ゆう じ 松 澤 佑 次	一般財団法人住友病院 院長	重 任
17	まつ した まさ ゆき 松 下 正 幸	パナソニック株式会社 代表取締役副会長	重 任
18	やま だ りゅう じ 山 田 隆 持	株式会社NTTドコモ 相談役	重 任
19	よね やま たか う 米 山 高 生	一橋大学大学院商学研究科 教授	重 任

(注) 「主たる職業」は、平成27年5月26日現在の状況です。

第5号議案

取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって取締役（14名）全員が任期満了により退任いたします。また、第3号議案「定款等一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、本総代会終結の時をもって監査役（5名）全員が任期満了により退任となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	佐藤 義雄 (昭和24年8月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年7月 取締役 平成14年4月 常務取締役嘱常務執行役員 平成19年7月 代表取締役社長嘱代表執行役員 平成23年7月 代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外監査役 サカティンクス株式会社 社外監査役
	<p>《取締役候補者指名の説明》</p> <p>佐藤義雄氏は、平成19年から平成26年まで、当社の代表取締役社長として経営の指揮をとり、適切な保険金支払態勢の構築、収益力の向上とリスク管理の徹底、内部留保の拡充等に取り組みました。また、成長戦略の面でも、マルチチャネル戦略の展開、海外市場への進出等の新たなテーマについて推進し、平成23年からはブランド戦略を掲げ、サービス面、販売政策面にとどまらず、個々の職員の意識や企業文化にまでわたる会社全般の変革に取り組みました。平成26年に代表取締役会長に就任し、取締役会の議長として、経営の意思決定や監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な経験と実績をもとに、取締役会における経営方針等の決定や、経営の監督機能の発揮を図るため、取締役候補者としております。</p>	
2	橋本 雅博 (昭和31年2月21日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 執行役員 平成19年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成24年4月 代表取締役 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）
	<p>《取締役候補者指名の説明》</p> <p>橋本雅博氏は、平成26年より当社の代表取締役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」をスタートさせ、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図っております。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財のさらなる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めております。</p> <p>同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、中期経営計画に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	やま ぐち ひろし 山 口 博 (昭和30年10月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成24年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 代表取締役 専務執行役員 (現任) [内部監査企画部、内部監査部] 担当
	≪取締役候補者指名の説明≫ 山口博氏は、当社において商品開発部門や保険販売部門など幅広い業務経験を有しており、また、担当執行役員として、当社の重要な新しい保険販売チャネルである保険販売代理店の構築、関係強化等を推進いたしました。また、平成24年からは、内部監査部門の担当として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験に基づき、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。	
4	の ろ ゆき お 野 呂 幸 雄 (昭和32年7月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成21年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 取締役 専務執行役員 平成27年4月 代表取締役 専務執行役員 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当
	≪取締役候補者指名の説明≫ 野呂幸雄氏は、当社において人事部門や保険販売部門など幅広い業務経験を有しており、また、商品開発部門の担当執行役員として、保険販売において核となる商品開発の指揮をとったほか、人事部門の担当として、重要な経営資源である人財の有効活用を推進いたしました。平成26年からは、事務サービス部門を担当し、お客さまサービスの向上等に取り組んでおります。 同氏の有するこれらの豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や、経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、取締役候補者としております。	
5	ほん じょう まさ や 本 城 正 哉 (昭和32年11月5日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成21年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 取締役 専務執行役員 平成27年4月 代表取締役 専務執行役員 (現任) [ブランドコミュニケーション部、企画部、勤労部、人事部] 担当
	≪取締役候補者指名の説明≫ 本城正哉氏は、資産運用部門、人事部門、経理部門等に幅広い業務経験を有しております。また、資産運用部門の担当執行役員として、堅固な収益基盤の構築とリスク対応力の強化に取り組んだほか、リスク管理部門、人事部門、海外部門、内部監査部門等を担当した経験があります。平成26年からは、ブランドコミュニケーション部、企画部等の担当執行役員として、ブランド戦略の進化と成長戦略のレベルアップ等に取り組んでおります。 同氏のこれらの豊富な実績を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	本 林 徹 <small>もと ぼやし とおる</small> (昭和13年1月5日生) <社外取締役候補者>	昭和38年4月 弁護士登録 昭和46年7月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) パートナー 平成7年4月 東京弁護士会会長 平成14年4月 日本弁護士連合会会長 平成20年4月 井原・本林法律事務所パートナー(現任) 平成20年7月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 井原・本林法律事務所 パートナー
7	藤 沼 亜 起 <small>ふじ ぬま つぐ おき</small> (昭和19年11月21日生) <社外取締役候補者>	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士資格取得 昭和57年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所パートナー 昭和61年5月 監査法人朝日新和会計社入社 平成3年5月 同監査法人代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人代表社員 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 平成20年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 住友商事株式会社 社外監査役 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 野村証券株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外監査役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役
		<<取締役候補者指名の説明>> 藤沼亜起氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、7年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<p>おお ひ なた まさ み 大日向 雅 美 (昭和25年9月30日生)</p> <p>< 社外取締役候補者 ></p>	<p>平成3年4月 恵泉女学園大学人文学部教授 平成13年3月 恵泉女学園大学大学院人文学研究科(現 平和学研 究科) 教授(現任) 平成16年8月 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション代 表理事(現任) 平成21年7月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事</p> <hr/> <p>《取締役候補者指名の説明》</p> <p>大日向雅美氏は、社会保障分野の専門家であり、研究者、教育者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省社会保障審議会の委員を務めるなど、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外監査役に就任してからの年数は、6年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が代表理事を務める特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションに対して、子育て支援に関連した助成を行っておりますが、その他の特別の利害関係はありません。また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>
9	<p>すぎ やま たけ ひこ 杉 山 武 彦 (昭和19年11月26日生)</p> <p>< 社外取締役候補者 ></p>	<p>昭和61年4月 一橋大学商学部教授 平成10年8月 一橋大学商学部長 平成13年12月 一橋大学副学長 平成16年12月 一橋大学学長 平成22年12月 成城大学社会イノベーション学部教授 平成23年7月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人運輸政策研究機構 副会長・運輸政策研究所所長 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長 空港施設株式会社 社外取締役(平成27年6月26日就任予定)</p> <hr/> <p>《取締役候補者指名の説明》</p> <p>杉山武彦氏は、経済学の専門家であり、研究者、教育者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、国立大学法人一橋大学の学長を務めるなど、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外監査役に就任してからの年数は、4年です。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
10	やま した とおる 山 下 徹 (昭和22年10月9日生) <社外取締役候補者>	昭和46年4月 日本電信電話公社入社 平成11年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成24年6月 同社取締役相談役 平成26年6月 同社相談役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役 三井不動産株式会社 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
11	や ぶき きみ とし 矢 吹 公 敏 (昭和31年8月22日生) <社外取締役候補者>	昭和62年4月 弁護士登録 昭和62年4月 長島・大野法律事務所入所 平成3年9月 コヴィントン・バーリング法律事務所入所 平成8年5月 矢吹法律事務所入所(現在) 平成22年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) (重要な兼職の状況) 矢吹法律事務所 パートナー 株式会社リコー 社外監査役
11		<<取締役候補者指名の説明>> 矢吹公敏氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務や社外取締役または社外監査役としての活動を通じて会社経営に長年にわたり携わっており、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、平成27年5月26日現在の状況です。
2. 藤沼亜起氏が社外取締役を務める野村證券株式会社は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、平成24年8月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は日頃から取締役会において法令遵守や内部管理態勢の重要性を踏まえた発言を行っており、本件発生後は、上記業務改善命令に基づき提出した改善報告書の内容の確認と改善状況のモニタリングを実施しております。
3. 当社は、本林徹氏、藤沼亜起氏、大日向雅美氏および杉山武彦氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しております。藤沼亜起氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。また、本林徹氏、大日向雅美氏、杉山武彦氏、山下徹氏および矢吹公敏氏が原案どおり社外取締役に選任された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・ 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
4. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
5. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。
6. 第3号議案「定款等一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決された場合、指名委員会等設置会社移行後の取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：佐藤義雄

指名委員会：山下徹（委員長）、本林徹、大日向雅美、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会：本林徹（委員長）、藤沼亜起、大日向雅美、杉山武彦、山口博

報酬委員会：藤沼亜起（委員長）、杉山武彦、山下徹、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において監査役であった場合は、監査役就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。

※業務執行者とは、社外役員、監査役を除くすべての役職員をいう。

2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。

※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に占める取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。

3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。

4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。

※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。

5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。

- ・当社の役職員
- ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上